戸田市　令和９年度
保育施設等入所のてびき

入所後に必要な情報も掲載していますので
あわせてご確認ください。（26ページ）



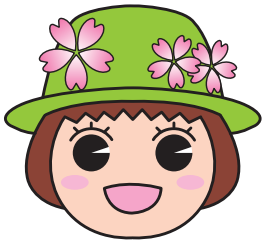
戸田ヶ原自然再生キャラクター　とだみちゃん

◆申込書類受付期間について◆　※下表全ての入所申込みで電子申請・郵送でも受け付けます。

戸田市役所
５階大会議室

入所月	令和９年度申込書類受付期間
４月	【一次受付】 ① 会場受付　令和８年１１月２７日（金）～令和８年１２月６日（日）９時３０分～16時30分 ② 電子申請　令和８年１１月　１日（日）～令和８年１２月６日（日）17時15分　締切 ③ 郵送　令和８年１１月　２日（月）～令和８年１２月１日（火）必着 ※①は、土・日曜日を除く。ただし、１２月６日（日）は窓口開庁のため、受け付けます。 １２月２日（水）は１６時３０分から１８時３０分まで戸田市役所２階保育幼稚園課で受け付けます。 ※②③詳細は、２ページをご覧ください。
	【二次受付】　令和９年　１月　４日（月）～令和９年　２月１０日（水）　16時30分　締切 ※二次受付は、一次受付分の利用調整後、定員に満たない保育施設があった場合のみ利用調整を行います。 一次受付において利用申込みをされた方については、申込みの取下げをされない限り原則再度申込みをする必要はありません。
５月	令和９年　２月１２日（金）　～　令和９年　４月　９日（金）　16時30分　締切
６月	令和９年　４月１２日（月）　～　令和９年　５月１０日（月）　16時30分　締切
７月	令和９年　５月１１日（火）　～　令和９年　６月１０日（木）　16時30分　締切
８月	令和９年　６月１１日（金）　～　令和９年　７月　９日（金）　16時30分　締切
９月	令和９年　７月１２日（月）　～　令和９年　８月１０日（火）　16時30分　締切
１０月	令和９年　８月１２日（木）　～　令和９年　９月１０日（金）　16時30分　締切
１１月	令和９年　９月１３日（月）　～　令和９年１０月　８日（金）　16時30分　締切
１２月	令和９年１０月１２日（火）　～　令和９年１１月１０日（水）　16時30分　締切
１･２･３月	令和９年１１月１１日（木）　～　令和９年１２月１０日（金）　16時30分　締切

※土・日・祝日及び年末年始の休業日を除く（令和８年１２月６日は日曜開庁窓口のため受け付けます）。
※入所は毎月１日付けとなります（慣らし保育含む）。月途中の入所はできません。
※空き状況、保留状況は毎月初めに戸田市ホームページで公開します（１～３月の更新はありません）。
※内容に修正がある場合は、戸田市ホームページに掲載します。



保育施設の利用手

保育施設は、乳幼児の保護者が働いている場合や、病気、親族の介護により自宅
児童福祉施設のことです。保育施設には、認可、地域型保育、認定こども園

申込み手続きのSTEP　保育所、地域型保育 認定こども園（保育園部分）

STEP 1 選ぶ

保育施設選び

自宅からの距離や保育施設の特色など、情報を集め希望施設を決定します。

※事前に希望施設の見学をおすすめします。見学の申込みは電話にて保育施設に直接お問い合わせください。

※市ホームページにて毎月初めに空き状況、保留状況も公開していますので、参考にしてください。

（1月～3月の更新はありません）

STEP 2 申込む

申込み書類配布

令和８年10月３０日（金）～

ところ
- 市役所２階保育幼稚園課（３番窓口）
- 戸田公園駅前行政センター
- 美笹支所

申込み方法・期間（4月入所一次受付）

①窓口受付
- 期間　**令和８年11月27日（金）～12月６日（日）**
- 時間　**9時30分～16時30分**
- 場所　**市役所5階　大会議室**

※土・日曜日を除く。ただし、12月６日（日）は窓口開庁のため受け付けます。

※12月2日（水）は上記のほか、16時30分から18時30分まで市役所2階保育幼稚園課で受け付けます。

保育施設の種類

利用にあたり、市に申込みが必要な施設は、「保育所（公立・私立）」・「地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）」・「認定こども園（保育園部分）」があります。
そのほかに、直接契約して利用できる保育施設として、「認可外保育施設」があります。

種類	特徴	申込先	クラス年齢	保育料
保育所	県が認可した保育施設 公立と私立がある。	市	0～5歳児クラス （一部施設は異なる）	【0～2歳児クラス】 所得などに応じて市が決定 【3～5歳児クラス】 無償※1
小規模保育事業所 （地域型保育）	市が認可した保育施設 定員は１９人以下。３歳児以上のクラスがないため、卒園後は連携施設へ入所、または保育所へ転園となる。		0～2歳児クラス	
事業所内保育事業所 （地域型保育）	市が認可した保育施設 定員は19人以下。企業が設置する施設で、従業員の児童と併せて地域の児童を一定数預かる。そのほかは小規模保育事業所に準ずる。			
認定こども園 （保育園部分）	県が認可した認定こども園。教育・保育を一体的に行う施設。		１～５歳児クラス	
認可外保育施設	施設ごとに保育方針や特色、保育時間が大きく異なる。	各施設	施設による	施設による※2

※1　給食費や延長保育料はかかります。費用は施設によって異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。

※2　就労などの理由により保育の必要性がある場合で、市から認定を受けた場合は3～5歳児および0～2歳児（市民税非課税世帯のみ）が無償化対象（上限や条件あり）となりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化（保育園）についてはこちら▶

続きのSTEP!

令和9年度の申込みについて
詳しくは1ページ以降へ

での保育が困難な場合に、保護者に代わる乳幼児の保育を目的とした（保育園部分）、認可外などさまざまな形があります。

保育施設を利用する場合は、保育の必要性を確認するため、申込み手続きと一緒に就労などの認定を受ける手続きをするようお願いします。　※集団生活に慣れさせるためなどの理由は該当しません。

※4月入所二次受付以降の申込みは、表紙の期間をご参照ください。

② 電子申請（詳細は2ページへ）
- 期間　**令和8年11月1日（日）～12月6日（日）**
- 時間　**24時間申込み可能**

※ただし、12月6日（日）は17時15分締切です。

③ 郵送（詳細は2ページへ）
- 期間　**令和8年11月2日（月）～12月1日（火）**

※110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※締切は、12月1日（火）必着です。

STEP 3 調整・内定

利用調整・入所内定、児童面接・説明

入所前月20日まで

利用調整の結果、利用が内定した場合は4月内定のみ内定通知書が交付されます。（5月～1月内定は、入所前月の20日までに電話連絡となります。2月～3月内定は、12月中に電話連絡となります。）

内定後は集団保育が可能かどうか児童面接を受けていただき、集団保育が可能と判断できた際に入所決定となります。

利用が保留となった場合は、利用保留通知書が申込み時初回のみ交付されます。

利用調整結果に関する電話でのお問い合わせに対しては一切お答えできませんので、ご了承ください。

STEP 4 利用開始

利用開始、入園式、慣らし保育

入所月の1日から

保育施設等利用決定通知書を送付します。
利用開始後は、お子さんが慣れるまでの間、保育時間が短い「慣らし保育」の期間を設けています。

保留となった場合、申込みの取下げをされた方を除き、年度内（令和10年3月入所まで）は利用調整の対象となります。

そのため、再度申込み書類の提出をする必要はありませんが、申込み時と状況が変わった場合や希望施設の変更をしたい場合は、変更届をご提出いただく必要があります。

「保育コンシェルジュ」をご活用ください！

保育に関する専門的知識を持つ保育コンシェルジュが、各家庭の就労状況やニーズに寄り添い、保育施設や幼稚園の情報提供や相談を行っています。

保育コンシェルジュについてはこちら▶

☎443-5611※予約優先　（保育コンシェルジュ直通）

幼稚園の預かり保育時間も拡大しています

市内の幼稚園では、1日10時間以上開園、夏休み期間も実施など、預かり保育時間を拡大している園もあります。通常の教育時間に加え、保育の必要性の認定を受けた方については、預かり保育時間も無償化の対象となります。

幼稚園と保育所の違い

幼稚園は学校教育施設として、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の「教育」を行う施設です。

保育所は幼児教育を行うとともに、児童福祉施設として、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

申込み等の詳細は、各幼稚園へお問い合わせください。

〈市内幼稚園一覧〉

幼稚園名	住所	電話（048）
戸田幼稚園	本町1-12-8	444-2220
戸田第一幼稚園	中町1-30-7	441-3031
かたらいの森つつじ認定こども園 ※	本町4-2-6	441-5765
まきば幼稚園	笹目南町17-5	421-6637
戸田ひまわり幼稚園	美女木1-8-7	421-4949
戸田東幼稚園	中町1-15-10	441-6612
カトレア幼稚園	新曽183	444-6843
はごろも幼稚園	下戸田2-22-11	444-5065
戸田東第二幼稚園	新曽2279-3	430-2015

※ かたらいの森つつじ認定こども園については、幼稚園部分の申込みはかたらいの森つつじ認定こども園で、保育園部分の申込みは市（保育幼稚園課）で受け付けます。

目次

１　申込み…… 1
◆申込みの注意事項…… 1
◆電子申請について…… 2
◆郵送申込みについて…… 2
２　令和９年度（２０２７年度）保育利用年齢早見表…… 3
３　利用申込みをする前に…… 4
◆入所できる要件（基準）について…… 4
◆入所できる期間について…… 4
◆教育・保育給付認定について…… 5
◆保育時間について…… 5
◆利用調整について…… 6
４　令和９年度戸田市保育施設等利用基準調査表…… 7
５　病児・病後児保育事業…… 8
◆病児・病後児保育事業について…… 8
６　市外転出者の方へ…… 8
◆市外保育施設への申込みについて…… 8
７　市外在住者の方へ…… 9
◆市外からの申込みについて…… 9
８　保育料……10
◆保育料の算定方法について……10
◆保育料の決定に関する注意事項について……10
◆保育料の納付（方法）について……11
９　保育料の軽減・副食費の免除……11
◆保育料の軽減について……11
◆副食費の免除について……12
１０ 戸田市保育料徴収基準額表(令和９年度) ……13
１１ 申込みに必要な提出書類……14
１２ 記入例……16
１３ 保育施設等についてのＱ＆Ａ…… 22
１４ 入所決定後（在園中を含む）から家庭状況等に変更があった場合…… 26
１５ 申込書類チェックリスト…… 28
◆提出前のチェック…… 28
◆郵送申込み用送付先住所シート…… 28
◆お問い合わせ…… 28

1 申込み



◆申込みの注意事項◆

（１）申込書類の記入内容は、すべて**申込書類提出日時点での状況**でご記入ください。

（２）記入に当たっては、消せないボールペンを使用していただきますようお願いいたします。**鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。**

（３）**申込み内容に変更があった際は必ず「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」に必要書類を添えてご提出ください。**また、転出等で戸田市民でなくなった場合、申込みは無効となります。その際、「申込取り下げ書」の記入が必要となります。
入所後に変更があった場合も同様に書類提出をしてください。

（４）就労証明書等の申込書類に必要事項の記載漏れや記載不足がある場合、受付できないことや、選考に影響が生じることがあります。記入例をご確認のうえ、ご提出ください。

（５）**提出後理由の如何に関わらず提出書類を返却・複写することはできません。必要な方はあらかじめ申込書のコピー（裏表両面）をとってから提出してください。**
※育児休業を取得中（取得予定）の方は、育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要です。必ずコピーをとって保管しておいてください。また、育児休業手当給付金の延長手続き等で「保育施設等に入所できていない証明」が必要な方は「保育施設等の利用状況証明申請書」を提出してください。
（２５ページ Q１７・１８参照）

（６）入所選考（利用調整）のうえで不利になるような内容の相談は一切受け付けしません。
例：入所選考（利用調整）での点数を下げる方法、入所しにくい希望園など。

（７）入所内定後、内定を辞退する場合、「申込取り下げ書」の提出が必要です。取下げをすると、保留通知は発行できません。

（８）保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。
お引越しなどで転出した場合は、戸田市民として通所できるのは転出日の属する月末までとなり、保育施設等を退所していただくこととなります。
詳細は戸田市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

（９）申込みは令和９年度の書式でご記入いただき、令和８年度以前のものは使用しないようお願いいたします。

（１０）育児休業制度及び育児休業延長に必要な手続きについては、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。

◆電子申請について◆

新規の入所申込みのみ電子申請受付を実施します。（戸田市民の方のみ）
同一年度内の申込みで既に一度申込みをしたことがある方は利用できません。

電子申請受付期間	
・４月入所一次	令和８年１１月１日（日）～ 令和８年１２月　６日（日）17時15分 締切
・４月入所二次	令和９年　１月４日（月）～ 令和９年　２月１０日（水）16時30分 締切
・５～３月入所	表紙の受付期間

以下より内容をご確認いただき、お申込みください。

事前に用意するもの
１ 戸田市スマート申請システムの利用者登録 ２ 申請する保護者のマイナンバーカード ※本人確認のため、署名用電子証明書の暗証番号を入力していただきます。 ３ NFC 対応のスマートフォン等 ※利用にあたっては、「電子署名アプリ」のインストールが必要です。

電子申請での
保育施設入所
申込みはこちら
↓↓↓

以下の場合は電子申請では対応しておりません。

- 特別支援保育または医療的ケア児の保育の申込み
- 市外の保育施設等を希望される場合
- 市外在住者の申込み
- 在園児童の転園申請
- 令和９年度の入所申込みで保留になった方が希望園変更をする場合

（注意）☆「利用申込みに関する同意書」を必ずご一読ください。署名をする申請項目があります。
☆通信障害や操作エラー（入力中にタイムアウトしてーから入力することになり締切に間に合わなかったなど）等により、電子申請が到達しなかった場合でも市は一切責任を負いません。

◆郵送申込みについて◆

郵送受付期間	
・4月入所一次	令和８年１１月２日（月） ～ 令和８年１２月　１日（火）　（必着）
・4月入所二次	令和９年　１月４日（月） ～ 令和９年　２月１０日（水）　（必着）
・５～３月入所	表紙の受付期間　（締切日必着）

郵送方法の指定はしませんが、郵送事故については責任を負いかねますので、簡易書留等追跡可能な方法を強く推奨いたします。

なお、郵送での利用申込みの際は、申込書類受付後１週間以内に「受付票」を郵送しますので、**長形３号封筒に住所・氏名を記入し、１１０円切手を貼り同封してください。**送付先は、てびきの裏面をご確認ください。

２　令和9年度(2027年度)保育利用年齢早見表

◆クラス年齢早見表

クラス	生年月日	卒園年月日
０歳児	令和　8年(2026)４月２日～	令和１５年３月３１日
１歳児	令和　7年(2025)４月２日～令和　8年(2026)４月１日	令和１４年３月３１日
２歳児	令和　6年(2024)４月２日～令和　7年(2025)４月１日	令和１３年３月３１日
３歳児	令和　5年(2023)４月２日～令和　6年(2024)４月１日	令和１２年３月３１日
４歳児	令和　4年(2022)４月２日～令和　5年(2023)４月１日	令和１１年３月３１日
５歳児	令和　3年(2021)４月２日～令和　4年(2022)４月１日	令和１０年３月３１日

※生年月日が令和9年４月２日以降の0歳児クラスの卒園は令和１６年３月３１日となります。
※年度の途中で誕生日を迎えても、同一年度は同じクラスに在籍することとなります。

◆０歳児受入月齢早見表（生年月日）

入所月	８週受入	３か月受入	６か月受入
令和8年１２月	令和8年１０月５日以前生まれ	令和8年　９月２日以前生まれ	令和8年　６月２日以前生まれ
令和9年　１月	令和8年１１月５日以前生まれ	令和8年１０月２日以前生まれ	令和8年　７月２日以前生まれ
令和9年　２月	令和8年１２月６日以前生まれ	令和8年１１月２日以前生まれ	令和8年　８月２日以前生まれ
令和9年　３月	令和9年　１月３日以前生まれ	令和8年１２月２日以前生まれ	令和8年　９月２日以前生まれ
令和9年　４月	令和9年　２月３日以前生まれ	令和9年　１月２日以前生まれ	令和8年１０月２日以前生まれ
令和9年　５月	令和9年　３月５日以前生まれ	令和9年　２月２日以前生まれ	令和8年１１月２日以前生まれ
令和9年　６月	令和9年　４月５日以前生まれ	令和9年　３月２日以前生まれ	令和8年１２月２日以前生まれ
令和9年　７月	令和9年　５月５日以前生まれ	令和9年　４月２日以前生まれ	令和9年　１月２日以前生まれ
令和9年　８月	令和9年　６月５日以前生まれ	令和9年　５月２日以前生まれ	令和9年　２月２日以前生まれ
令和9年　９月	令和9年　７月６日以前生まれ	令和9年　６月２日以前生まれ	令和9年　３月２日以前生まれ
令和9年１０月	令和9年　８月５日以前生まれ	令和9年　７月２日以前生まれ	令和9年　４月２日以前生まれ
令和9年１１月	令和9年　９月５日以前生まれ	令和9年　８月２日以前生まれ	令和9年　５月２日以前生まれ
令和9年１２月	令和9年１０月５日以前生まれ	令和9年　９月２日以前生まれ	令和9年　６月２日以前生まれ
令和10年 １月	令和9年１１月５日以前生まれ	令和9年１０月２日以前生まれ	令和9年　７月２日以前生まれ
令和10年 ２月	令和9年１２月６日以前生まれ	令和9年１１月２日以前生まれ	令和9年　８月２日以前生まれ
令和10年 ３月	令和10年 １月４日以前生まれ	令和9年１２月２日以前生まれ	令和9年　９月２日以前生まれ
令和10年 ４月	令和10年 ２月４日以前生まれ	令和10年 １月２日以前生まれ	令和9年 １０月２日以前生まれ

≪０歳児受入月齢について≫

【 受入なし 】　下戸田保育園、笹目東保育園、上戸田南保育園、新曽南保育園
むつみ保育園、かたらいの森つつじ認定こども園

【３か月受入】　きざわ保育園、すみれ保育園

【６か月受入】　新曽保育園、喜沢南保育園、笹目川保育園
ささめ保育園、げんき保育園、かんな保育園、みずき保育園、つくし保育園、みんと保育園

【 ８週受入 】　上記以外の保育所

※小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に関しましては、別紙の一覧でご確認ください。

３ 利用申込みをする前に

◆入所できる要件（基準）について◆

保育施設等へ入所できる要件（基準）は、児童の保護者が下記の基準に該当し、お子さんの保育が必要であると認められた場合となります。

したがって、「集団生活を経験させたい」という理由だけでは、該当しません。

（１）**月６４時間以上（休憩時間を除いた実労働時間）**仕事をしている場合
（２）母親が出産の前後である場合
（３）病気や負傷、その他心身に障がいがある場合
（４）長期にわたる病気や心身に障がいがある親族を、常時（月６４時間以上）看護や介護している場合
（５）震災、風水害、火災などの不慮の災害を受け、その復旧にあたっている場合
（６）求職活動中である場合（起業準備を含む）
（７）常時（月６４時間以上）就学中の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む、通信は不可）
（８）虐待やDVのおそれがある場合
（９）育児休業取得時に既に保育施設等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合
（10）その他、市長が上記に類する状態にあたると認める場合

◆入所できる期間について◆

保育施設等に通うことができる期間（保育の利用期間）は、保護者の状況によって変わります。

保護者の状況	保育の利用期間
就労中	就労している期間（最長就学前まで）
求職中・採用内定・育児休業中・月６４時間未満労働	入所日から２か月間
出産	産前６週（多胎児は１４週）開始日を含む月の１日～出産日の翌日から数えて産後８週終了日を含む月の末日まで
入院・疾病・介護	治療、介護に要する期間（最長就学前まで）

◎保育の利用期間が満了すると退所となり、翌月以降は保育施設等を利用できなくなります。

◎**育児休業中、求職中又は就労内定等の方は、期限までに月 64 時間以上の就労を開始し、入所月の翌月の１５日までに手続き（就労開始後の証明日が記載された就労証明書の提出）をする**ことにより、「就労中」に切り替わります（保育の利用期間が延長されます）。

◎入所できる要件（基準）にあてはまらなくなった場合は、退所となります。

◎４月入所を希望し、令和９年２月４日（木）～令和９年６月１０日（木）の期間内に出産の予定がある方は、出産要件での利用期間に該当します。出産の入所期間満了後も保育が必要である要件を満たす見込みがあり、継続して保育の利用を希望する場合はあらかじめご相談ください。

◎育児休業とは「**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（又は育児休業に関する法律等）**」に基づいたもので、終了予定日が未定の休業や、育児のためではない休業は育児休業に当てはまりませんのでご注意ください。

◆教育・保育給付認定について◆

保育施設等を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。
認定区分は以下のとおりとなり、申請書類等からご家庭の保育の必要量を判断し、必要量に応じて「保育短時間」、「保育標準時間」の認定を受けます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
１号認定【教育標準時間】	３～５歳	なし	幼稚園、認定こども園
２号認定【保育標準時間】／【保育短時間】	３～５歳	あり	認可保育所、認定こども園
３号認定【保育標準時間】／【保育短時間】	０～２歳	あり	認可保育所、認定こども園 小規模保育等

※教育・保育給付認定の申請に基づき、支給認定証を交付します。
支給認定証は各月利用調整の結果に同封します（すでに教育・保育給付認定を受けている児童を除く）。

◆保育時間について◆

・保育標準時間認定の児童…施設ごとで決められた１日１１時間の中で保育が必要な時間利用可能
・保育短時間認定の児童　…施設ごとで決められた１日　８時間の中で保育が必要な時間利用可能

※新規で入所する児童は原則、標準時間認定となります。
※認定区分が「育児休業中」の場合は、原則短時間認定となります（父が育児休業を取得した場合も同様）。

上のお子さんが現在入所中で、下のお子さんの育児休業を取得・育児休業から復帰する場合

育児休業取得月の前月２５日までに、入所中のお子さんの教育・保育給付認定を短時間に変更する手続きが必要になります。また、下のお子さんの保育所等の利用開始月の翌月１日までに復職していただくことにあわせて、復職日の前月２５日までに、上のお子さんの教育・保育給付認定を標準時間に変更する手続きが必要になります。『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』をご提出ください。

※自己都合で保育時間を変更する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」を前月25日までに提出すれば、翌月１日より適用されます。
※育児休業中で短時間認定から標準時間認定に変更する場合は、変更理由を証明する書類（就労証明書や診断書等）をご提出ください。
※保育の必要性の確認のため、入所後に保育所よりシフト表の追加提出等を求める場合がありますのでご承知おきください。



認可保育所・認定こども園の場合

・保育標準時間　　７時００分～１８時００分の１１時間
・保育短時間　　８時３０分～１６時３０分の　８時間

※土曜日の開所時間や実施方法等については、園によって異なりますので各園にお問い合わせください。
※土曜日については、複数園合同で保育を行う場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。
※各保育所の開所時間については、別紙「令和９年度戸田市保育所一覧（予定）」をご確認ください。

小規模保育事業実施施設等の場合

※開所時間は、別紙「令和９年度小規模保育事業及び事業所内保育事業実施施設一覧（予定）」をご覧ください。

◎延長保育について

認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育扱いとなります。延長保育を利用する場合は延長保育料が発生します。受入月齢や料金等、詳細は各保育施設にお問い合わせください。公立保育園の場合は、利用開始月の前月15日までに申請が必要です。（月極で利用する場合）

◆利用調整について◆



保育施設の利用は、「利用調整」によって決定されます。
入所選考方法は以下の通りとなります。

①提出書類の内容を指数化

申請書類に基づき、戸田市保育施設等利用基準調査表（７ページ参照）をもとに指数化します。

②指数の高い順に内定者を決定

申込書に記入された希望保育施設の中での希望順位に基づき、新規利用申込者、利用保留申込者、転園希望申請者の指数の高い方（保育の必要性が高い方）から内定となります。

＜注意事項＞
- 保育施設等の利用は、申込先着順ではありません。
- 第１希望保育施設ごとに集計、利用調整するものではありません。
- 戸田市ホームページに掲載の空き状況で希望園の空きが０であっても、退園者の状況などで急に受入枠が空く場合があります。申込書の利用希望保育施設には、申込者数や空き状況の有無に関わらず、入園を希望する順番通りに記入してください。
- 利用希望保育施設の記載に制限はありません。通園可能な範囲内で記入してください。

③結果公表

内定した場合

- 【４月入所内定】　内定通知書を発送します。
 （一次受付は２月上旬、二次受付は３月上旬発送予定）
- 【５～１月入所内定】　入所前月の２０日までに電話連絡となります。
- 【２～３月入所内定】　１２月中に電話連絡となります。

※内定を辞退する場合、早急に「申込取り下げ書」を提出していただく必要があります。
取下げをした場合、保留通知書は発行できません。また、再度申込みをする際には、
申込書類一式をすべて揃えて提出していただく必要があります。

- 内定園での面談後、集団保育が可能と判断できた際に入所が決定します。
- 入所月の上旬までに保育施設等利用決定通知書、保育料決定通知書等を発送します。

内定しなかった場合

- 年度内（令和１０年３月入所まで）は、毎月利用調整の対象になります。
 ※申込内容に変更がある場合には、必要書類を提出してください。
 →詳しくは２３ページをご覧ください。
- 申込月以降は、内定した場合のみ電話連絡となります。
- 申込時初回のみ保留通知書を発送します。
 ※翌月以降、保育施設等に入所できていない証明が必要になった場合は、申請が必要です。
 →詳しくは２５ページをご覧ください。

※利用調整結果に関する電話でのお問い合わせに対しては一切お答えできませんのでご了承ください。

４　令和９年度 戸田市保育施設等利用基準調査票

■　基準指数

分類	保護者の状況 類型	細目		指数 父	指数 母
1	就労※1		実働８時間以上の就労を常態	40	40
			実働７時間３０分以上８時間未満の就労を常態	39	39
			実働７時間以上７時間３０分未満の就労を常態	38	38
			実働６時間３０分以上７時間未満の就労を常態	37	37
			実働６時間以上６時間３０分未満の就労を常態	36	36
			実働５時間３０分以上６時間未満の就労を常態	35	35
			実働５時間以上５時間３０分未満の就労を常態	34	34
			実働４時間以上５時間未満の就労を常態	33	33
2	上記以外の就労		月６４時間以上で、月１６日未満または１日４時間未満の就労	24	24
			月６４時間未満（入園後、月６４時間以上勤務要）	20	20
3	未就労	採用内定	就労証明書提出者（入園後勤務開始）	14	14
4	未就労	求職中	保育施設申込誓約書提出者（入園後勤務開始）	10	10
5	出産予定月を中心に、産前２箇月・産後２箇月（最大５箇月）			—	36
6	疾病療養	おおむね１箇月以上の入院の場合（入院予定を含む。）		44	44
	疾病療養	自宅にて療養中（戸田市所定の診断書提出者）		38	38
7	心身障がい※2	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳１・２級		44	44
	心身障がい※2	身体障害者手帳３級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳３級		40	40
	心身障がい※2	身体障害者手帳４級以下		38	38
8	介護看護	月64時間以上従事	週５日以上の常時付添による通院等	44	44
	介護看護	月64時間以上従事	週４日の常時付添による通院等	40	40
	介護看護	月64時間以上従事	上記以外の介護看護等	24	24
9	不存在	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）※3		40	40
10	災害	火災等の家屋の損害、その他災害復旧にあたっている		44	44
11	就学等	月64時間以上就学、職業訓練等により通学している場合（趣味的なものを除く。）		32	32
12	その他	上記以外で保育が必要な状態が確認できる場合		10～40	

■　調整指数

分類	条件 類型	細目		指数
13	両親の状況※3	同居世帯 祖父母	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）	12
	両親の状況※3	同居世帯 祖父母	調停中（書類添付あり）	8
	両親の状況※3	単独世帯 母子父子	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）	14
	両親の状況※3	単独世帯 母子父子	調停中（書類添付あり）	10
14	家庭の状況	生活保護受給世帯（要勤務又は勤務予定）		8
	家庭の状況	暴力・虐待・ネグレクトのおそれがある		10
	家庭の状況	生計中心者の失業により就労の必要性がある		4
15	児童の状況※4	委託	企業内保育所入所　※5	8
	児童の状況※4	委託	その他の認可外保育施設等入所　※5	8
	児童の状況※4	委託	幼稚園在園中	8
	児童の状況※4	委託	管外保育施設入所中	8
	児童の状況※4	委託	一時保育（認可外含む）利用中	5
	児童の状況※4	委託	親類以外の個人に保育を委託	5
	児童の状況※4	保護者等が保育	祖父母以外の親類が保育	4
	児童の状況※4	保護者等が保育	別居祖父母が保育	4
	児童の状況※4	保護者等が保育	同居祖父母が保育	2
	児童の状況※4	保護者等が保育	同伴就労	5
	児童の状況※4	保護者等が保育	育児休業中・産前産後休暇中の保護者が保育　※6	4
16	その他	保護者が単身赴任中		4
	その他	年間を通して月あたり１５泊以上の宿泊を伴う出張がある場合		2
	その他	戸田市民の保護者が常勤保育士等で戸田市内認可保育施設に勤務中または採用内定　※7		80
	その他	戸田市民の保護者が常勤保育士等で蕨市内認可保育施設に勤務中または採用内定　※7		8
	その他	転園届※8の第１希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合		8
	その他	新規申込中で第１希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合		6
	その他	４箇月以上保育料滞納がある世帯		-100
	その他	小規模保育事業所等※9を利用中で認可保育所へ転園希望する場合		6
	その他	小規模保育事業所等※9の卒園児童　※10		80
	その他	育児休業延長を許容できる場合　※11		-100
	その他	上記分類番号以外で特に調整が必要と認める場合		2～12

■　同一指数世帯(育児休業延長を許容できる場合を除く)の優先順位

1	戸田市在住者、戸田市転入予定者の順
2	基準指数の高い者
3	ひとり親世帯
4	傷病・療養、心身障がい、看護・介護、災害の順
5	被雇用者・自営業・出産・採用内定・就学・求職中の順
6	養育している小学6年生以下の子どもの人数が多い者
7	父母の主な勤務先をそれぞれ点数化し、合計点数が高い順 市外4点、隣接市区3点、市内1点（未定の場合は市内扱い）※12
8	戸田市に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 （保護者のどちらか長い期間を適用）

■　同一指数世帯（育児休業延長を許容できる場合）の優先順位

1	希望する園の数が多い者
2	入所月中（1日誕生日の者は前月）に満1歳・満1歳6ヶ月の誕生日を迎えない者
3	戸田市に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 （保護者のどちらか長い期間を適用）

※　利用調整は、２６条等通知児童→特別支援児童→一般児童の順に行います。

◎注意

※1　就労の基準指数について、就労証明書の内容で実績等から月の勤務日数が１９日に満たない場合は基準指数から－２とする。
実働とは、労働契約上の正規の時間であり、育児短時間勤務中（予定を含む）の場合でも、指数に変更なし。

※2　戸田市所定の診断書の提出も必要。

※3　戸籍謄本など、状況の分かる書類の提出が必要。

※4　未就労・月64時間未満就労及び転園希望の場合は適用しない。
複数該当する場合でも、分類１５はどれか１つしか適用しない。

※5　週３日以下の利用の場合は適用しない（一時保育利用中を適用）。

※6　育児休業中・産前産後休暇中の場合は実働を要しない。育児休業・産前産後休暇の該当者が分類1または2（月64時間以上就労）に該当する場合に加点する。
分類15で他の項目に該当する場合でも、他の項目での加点はしない。

※7　保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、戸田市内または蕨市内の認可保育施設（認可保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。以下同じ）に月２０日以上１日６時間以上の保育業務を勤務条件とし勤務中または採用内定であり、入所日から３年以上の勤務をすること等の誓約書の提出を必要とする。入所月の前月末までに戸田市に転入予定の場合も適用する。転園希望の場合は適用しない。

※8　戸田市の利用調整により戸田市内認可保育施設に入所した児童が、他の戸田市内認可保育施設に転園を希望する場合に提出する転園届をいう。
小規模保育事業所等の卒園児童が提出する転園届も含む。

※9　小規模保育事業所等とは、戸田市内の小規模保育事業所及び戸田市内の事業所内保育事業所（地域枠のみ）をいう。

※10　途中退園児童や過去に卒園歴のある児童等は含めない。２歳までしか定員設定のない園の卒園児がその後継続して保育を必要としている場合に加点。

※11　申込書の該当欄にチェックした場合、基準指数及び調整指数ともに他の項目で加点・減点せず、一律で指数計を-100とする。

※12　隣接市区とは、市外のうち「さいたま市」「川口市」「朝霞市」「和光市」「蕨市」「板橋区」「北区」をいう。
勤務先の点数は利用調整指数とは異なり、利用調整指数には反映されず、同一指数の優先順位を決定する際に使用するものです。

5 病児・病後児保育事業

◆病児・病後児保育事業について◆

病児・病後児保育とは、お子さん（生後 57 日以降満 12 歳に達した日以降の最初の３月 31 日まで）が病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、施設にて看護師・保育士により一時的にお子さんをお預かりする事業です。

詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話（０４８）
病児保育室太陽の子北戸田	戸田市新曽 2002-１２ 市ヶ谷ビル2F	４３４－２５１１
戸田中央総合病院病児保育室ひまわり	戸田市本町 1-19-3	４４２－３６１１
病児保育室きらら	戸田市新曽 1191-8	４４６－６３６８

6 市外転出者の方へ

◆市外保育施設への申込みについて◆

保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。しかし、市外での保育を希望される場合も、自治体間の取り決めで、受入れを認めている自治体がありますので、受入れが可能であるか希望園のある自治体にお尋ねください。受入れが可能であれば、以下の通りにお申込みください。

（１） 転出予定者の方（入所希望月の前月末日までに保育を希望する自治体へ転出可能な方）

希望園のある自治体の書式で、転出先の自治体へ直接必要書類を提出してください。

（２） 市外の保育施設を申込みされる方（転出予定のない方）

戸田市を通してお申込みいただきます。戸田市に以下の書類を提出してください。

〇戸田市の様式で用意していただく書類

- 保育施設等利用申込書
- 教育・保育給付認定申請書
- 家庭の状況届出書
- 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

〇その他自治体ごとに求める書類

希望園のある自治体の締切日までに、申込先の自治体に必要書類が到着している必要があります。そのため、申込先自治体の締切１週間前までには戸田市役所保育幼稚園課の窓口までお持ちください。

なお、希望園のある自治体の締切日間近にご提出され、希望園のある自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます。

（注意）自治体によって申込要件や申込期間、必要書類が異なります。
必ず事前に市外での保育を希望する自治体にご確認ください。

7 市外在住者の方へ

◆市外からの申込みについて◆

戸田市への転入予定の有無によって申込み先が異なります。よくお確かめの上、お申し込みください。
（注意）現在在籍している保育施設等がある場合、内定月の前月末までに在籍施設を退所し、内定月の１日から内定した認可保育施設の在園児となる必要があります。二重在籍はできません。



【申込みできる方】

（１） 転入予定者（入所希望月の前月末日までに、戸田市に転入可能な方）

・戸田市に直接お申込みください。
戸田市の申込書類一式に加え、以下の提出書類が必要になります。

申込書類一式以外に必要な提出書類	
①転入に関する誓約書（所定用紙）	
②物件の引き渡し予定日が確認できる書類（右記のうちいずれか１点）	・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し ※上記２点の書類について、契約者氏名、契約期間（引渡日）、不動産会社の印鑑、戸田市の住所が記載されている部分をご提出ください。 ・同居に関する申立書（所定用紙）
③世帯全員分の住民票の写し（マイナンバー入のもの）	

・戸田市への転入手続き後、戸田市に転入した旨を記載した『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』を入所月の前月末日までに戸田市役所保育幼稚園課の窓口にご提出ください。
・窓口、郵送での申込みが可能です。

（２） 戸田市で里帰り出産される方

・お住まいの自治体の書式で、お住まいの自治体を通して申込みください。

（３） 市外在住の市内在勤者（保護者のいずれか又は双方が戸田市内で月６４時間以上就労している方）

・お住まいの自治体の書式で、お住まいの自治体を通して申込みください。

（４） 上記（１）～（３）以外の市外在住者

・お住まいの自治体の書式で、お住まいの自治体を通して申込みください。

		（１）転入	（２）里帰り	（３）市内在勤	（４）それ以外
４月申込み		一次から受付可能	一次から受付可能	二次から受付可能	二次から受付可能
公立・私立保育園受入		公立・私立とも可能	公立・私立とも可能	０～２歳児クラスは公立不可 ３～５歳児クラスは公立・私立とも可能	
在園期間	０～２歳児クラス	小学校就学前まで	出産要件の間まで	入所の年度内まで	入所の年度内まで
	３～５歳児クラス	小学校就学前まで	出産要件の間まで	小学校就学前まで	入所の年度内まで

※利用調整の優先順位は、以下のとおりです。
①戸田市内在住者（転入者含む）、里帰り出産の方　②市外在住の市内在勤者　③それ以外の市外在住者

８ 保育料

３歳以上児クラスのすべての児童及び３歳未満児クラスの市民税非課税世帯の児童の保育料が無償となります。延長保育料、給食費、文房具代、行事費等は無償化の対象外です。

◆保育料の算定方法について◆

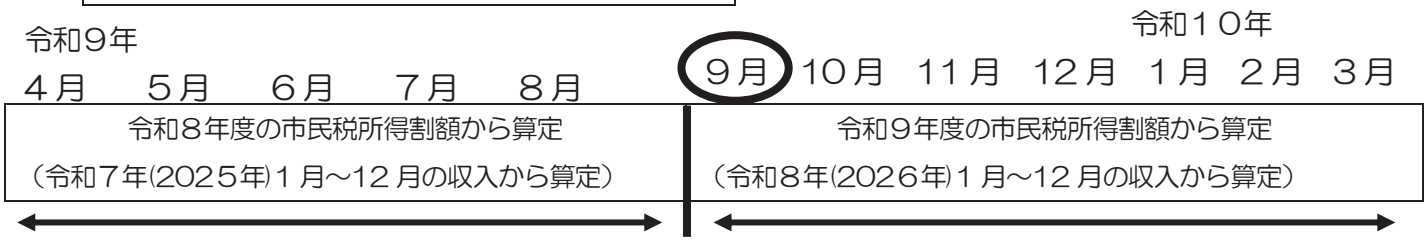
保育施設の利用にかかる保育料は、児童の年齢や保護者（父母）の市民税所得割額に応じ、戸田市が定める保育料徴収基準額表（１３ページ参照）より決定します。

≪**保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園（保育園部分）いずれも同額です**≫

また、保育料は、年度内で算定根拠の市民税の対象年度が替わります。切替え時期は９月となります（８月以前は令和８年度分、９月以降は令和９年度分の市民税所得割額により決定）。

なお、副食費の免除判定の切替え時期も保育料と同様です。

令和９年度における保育料切替え時期イメージ



◆保育料の決定に関する注意事項について◆

・税未申告等の理由により、市民税額が確認できない場合の保育料は、暫定的に最高額（第１６階層）での決定となります（収入がない場合も、税の申告が必要となります）。

・市民税に修正・更正があった場合やひとり親家庭になった場合、離婚調停中による別居の方等は、必ず戸田市役所保育幼稚園課にご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。
なお、ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。

・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や寄附金税額控除（ふるさと納税等）等の適用を受ける前の額により決定します。

・保護者が市民税非課税で、父母以外の保護者（祖父母）が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市民税額を含めて算定します。
※令和８年度課税分より「家計の主宰者」の認定基準である父母それぞれの合計所得金額が変更となりました。

・保育料とは別に布団レンタル代、教材費等の付帯費用がかかる場合がありますので、詳細は各保育施設等にお問い合わせください。

・かたらいの森 つつじ認定こども園については、教育準備金として 100,000 円の費用（制服代、その他実費等は別料金）が発生することを予めご承知おきください。

◆保育料の納付（方法）について◆

保育所へ内定した方につきましては、保育料の口座振替手続を行っていただきます。

利用決定した際送付いたします口座振替申込書（児童１人につき１通）を記入し、**裏面に記載された金融機関へ直接申込みをしてください。**記載されていない金融機関には申込まないでください。

小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園（保育園部分）に内定した方につきましては、各保育施設に納付いただくことになりますので、内定施設へお問い合わせください。

保育料は保育施設等を運営する大切な財源です。お支払いが滞ると、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

９ 保育料の軽減・副食費の免除

◆保育料の軽減について◆

（１）小学校就学前の範囲で、同一世帯から２人以上の児童が保育所等に在籍している場合の保育料について

１人目	２人目	３人目以降
全額（通常保育料）	半額	無料

上の子が以下の施設に入所、又は利用している場合は、『在園証明書』の提出が必要です。

幼稚園（私学助成）・市外の認定こども園・企業主導型保育所・特別支援学校幼稚部
児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

※まきば幼稚園、かたらいの森つつじ認定こども園については提出不要です。

（２）**年収約３６０万円未満相当の世帯**で、保育施設等に在籍している児童の保育料について

世帯の市民税所得割額の合計が５７，７００円未満で、保護者と生計が同一の多子世帯については、上の子の年齢にかかわらず在籍園児の保育料が第２子半額、第３子以降無料となります。

また、世帯の市民税所得割額の合計が７７，１０１円未満のひとり親世帯等で、児童が保育施設等に在籍している場合、上の子の年齢にかかわらず保育料が第１子半額、第２子以降無料となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯を指します。
※令和９年度も同様となる予定ですが、国の動向等により内容が変更となる場合があります。

（3）3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設に在籍している場合の保育料について

戸田市では、3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設等を利用し、（1）（2）のいずれにも当てはまらない場合、上の子の年齢及び世帯の年収にかかわらず第3子以降の児童の保育料を無料としています（※年度ごとの申請が必要です）。

ただし、令和9年度以降につきましては、県の動向等により変更となる場合があります。

※子が同居していない場合でも、対象世帯とみなすこともあります。

◆副食費の免除について◆

以下の①、②のいずれかに該当する児童の副食費は免除となります（主食費の免除はありません）。

①年収 360 万円未満相当世帯の児童

両親がいる世帯の場合	ひとり親・在宅障がい児（者）世帯などの場合
世帯の市民税所得割額の合計 ５７，７００円未満	世帯の市民税所得割額の合計 ７７，１０１円未満

②所得制限なく第3子以降の児童

※「所得制限なく第3子以降の児童」については、下記の算定基準に基づいて算定した人数で判定します。児童全員が算定対象とならないこともございますので、ご留意ください。

算定対象となる児童
小学校就学前の範囲で、最年長の児童から順に3人目以降の児童（同一世帯内のみ）

（例）世帯内に小学3年生（9歳）、幼稚園年長（5歳）、3歳児の3名の児童がいる場合
→小学校就学前の範囲で最年長の児童は年長の児童となりますので、副食費の免除判定においては、3歳児の児童は2人目と算定され、副食費の免除対象外となります。

◎副食費免除の手続きについて

上記に該当し、副食費の免除対象となる方は、申請の手続きは必要ございません。

免除対象となる方については、戸田市役所保育幼稚園課から副食費免除決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

１０　戸田市保育料徴収基準額表（令和9年度）

上段（全）／全額　児童が1人入所している場合の額
下段（半）／半額　児童が2人以上入所している場合などの1/2の額（備考1、2）

世帯階層区分	所得などの状況・世帯階層区分の定義			保育料（月額）		
				３歳未満児クラス		３歳以上児クラス
				保育標準時間	保育短時間	
第　１	生活保護法による被保護世帯 里親が教育・保育給付認定保護者等である世帯			円 0	円 0	幼児教育・保育無償化により０円 ※給食費、延長保育料は対象外
第　２	市町村民税非課税世帯			0	0	
第　３	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）		全	**7,600**	**7,400**	
			半	3,800	3,700	
第　４	市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	４８，６００円未満	全	**9,500**	**9,300**	
			半	4,750	4,650	
第　５		４８，６００円以上 ５８，８００円未満	全	**12,500**	**12,200**	
			半	6,250	6,100	
第　６		５８，８００円以上 ７７，１０１円未満	全	**19,500**	**19,100**	
			半	9,750 （9,000）	9,550 （9,000）	
		７７，１０１円以上 ９７，０００円未満	全	**19,500**	**19,100**	
			半	9,750	9,550	
第　７		９７，０００円以上 １３２，６００円未満	全	**31,000**	**30,400**	
			半	15,500	15,200	
第　８		１３２，６００円以上 １６９，０００円未満	全	**44,000**	**43,200**	
			半	22,000	21,600	
第　９		１６９，０００円以上 ２０２，０００円未満	全	**52,000**	**51,100**	
			半	26,000	25,550	
第　１０		２０２，０００円以上 ２３５，０００円未満	全	**54,000**	**53,000**	
			半	27,000	26,500	
第　１１		２３５，０００円以上 ２６８，０００円未満	全	**56,000**	**55,000**	
			半	28,000	27,500	
第　１２		２６８，０００円以上 ３０１，０００円未満	全	**58,000**	**57,000**	
			半	29,000	28,500	
第　１３		３０１，０００円以上 ３３３，０００円未満	全	**60,000**	**58,900**	
			半	30,000	29,450	
第　１４		３３３，０００円以上 ３６５，０００円未満	全	**62,000**	**60,900**	
			半	31,000	30,450	
第　１５		３６５，０００円以上 ３９７，０００円未満	全	**64,000**	**62,900**	
			半	32,000	31,450	
第　１６		３９７，０００円以上	全	**66,000**	**64,800**	
			半	33,000	32,400	

※カッコ内はひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯）

備考１　同一世帯から２人以上の児童が、該当する保育施設、幼稚園、認定こども園及び企業主導型保育所等に入所している場合、第２子の児童に係る保育料は半額、第３子以降の児童に係る保育料は無料となります。

２　保護者の市民税所得割額が一定以下の場合で、保護者と生計が同一の多子世帯については上の子の年齢にかかわらず、在籍園児の保育料が第２子半額、第３子以降無料となり、ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯）については、在籍園児の保育料が第１子が半額以下、第２子以降無料となります。

３　祖父母同居世帯の保育料については、同居祖父母等が家計の主宰者と認められる場合には、その祖父母の課税状況により保育料を決定します。家計の主宰者である祖父母以外は、税額合算対象から除外します。詳細は戸田市役所保育幼稚園課のホームページをご覧ください。

４　税額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額から算出します。

５　保育標準時間とは１日１１時間まで保育の利用が可能となる認定区分であり、保育短時間とは１日８時間まで保育の利用が可能となる認定区分となります。

６　３歳未満児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢が３歳に達しても、その年度中は当初の３歳未満児の保育料になります。

７　４月分から８月分の保育料については、入所年度の前年度、９月分から３月分の保育料については、入所年度の課税状況を基に算定します。

８　指定都市に住所を有していた世帯については、平成３０年度から指定都市で課税された場合の市町村民税の税率が８％となるため、戸田市の区域内に住所を有する者とみなして（市町村民税率を６％とみなす。）、保育料を算定します。

※ 備考１に該当する場合は、「在園証明書」等が必要となる場合があります。

１１　申込みに必要な提出書類

（１）①保育施設等利用申込書（所定用紙）

（２）②家庭の状況届出書（所定用紙）
※①保育施設等利用申込書②家庭の状況届出書は16ページ以降の記入例を参考にご記入ください。

（３）③教育・保育給付認定申請書（所定用紙）
（令和８年度以前に保育施設等利用申込みを行っている等、既に認定を受けている方は不要）



（４）保育が必要であることを証明する書類　（**コピー可**）

保育が必要な状況	必要となる書類　※保護者（父・母）の分が必要です。
就労している （就労内定含む）	**就労証明書（所定用紙）** **※証明日が３か月以内に発行されたものに限ります。**
	※自営業・個人事業主の方は勤務実績の分かる書類の提出が必要です。 **（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書、業務委託契約書等のいずれか１つ）**
育児休業中 産前産後休暇中	**就労証明書（所定用紙）** **※証明日が書類提出日から３か月以内に発行されたものに限ります。** **※入所する月の翌月１日までに復職することが在園の条件です。** ※育児休業（産前産後休暇）取得中の方は、産前産後休暇期間及び育児休業期間の記載が必須です。
出産予定	**母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載部分）**
病気や障がいがある	**①診断書（戸田市の指定様式）** ※１か月以上の入院（予定）の方のみ入院計画表が必要です。 ※診断書は「家庭内で保育ができない」ことを確認するために必要となります。 ※治療期間（見込）の記載が必須です。終了日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、前回（上の子または今回申込みをする児童）の申込み時に診断書を提出された場合、診断書は不要です。ただし、手帳に有効期間がある方は、有効期間ごとに診断書の提出が必要です。
	②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し（該当者のみ）
介護・看護をしている	**①介護・看護状況申告書（所定用紙）**
	② **診断書（病院の書式）** または　**身体障害者手帳等の写し**
在学中 (※通信は不可)	**学生証の写し（または在学証明書）、および時間割**

（５）**その他の書類**　※下記の状況に該当する方のみ提出していただきます。（**コピー可**）

ひとり親世帯の方	**戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書の写し等のいずれか１つ**
別居中の方	**①離婚調停中である又は裁判中であることを証明する書類** （調停期日通知書等）
	②理由書（生計を別にしている旨を記載いただきます。） ※生計を別にしていない場合は不要

生活保護受給中の方	**生活保護受給証明書**
在宅障がい児(者)の いる世帯	**次のうち該当するいずれか一つ** **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金・厚生年金保険年金証書（障害基礎年金）の写し**
認可外保育施設を 利用中の方	**保育受託証明書（所定用紙）**
申込児童が 幼稚園に在園中の方	**幼稚園在園証明書** ※まきば幼稚園、かたらいの森 つつじ認定こども園については不要
申込児童のきょうだいが 幼稚園に在園中の方	**令和９年４月以降に発行される幼稚園在園証明書** ※まきば幼稚園、かたらいの森 つつじ認定こども園については不要
戸田市内または蕨市内の 認可保育施設の常勤保育士、保健師、看護師、准看護師の方で、優先利用を希望の方	**①左記に該当する資格の証明書（免許状）の写し**
	②優先利用誓約書（所定用紙） ※認可保育施設とは地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）及び認可保育所とする。 ※月 20 日以上 1 日 6 時間以上の勤務または採用予定の場合のみ
外国籍の方	**在留カード（表裏）の写し**　※父・母
戸田市に 転入予定の方 ※7 市外在住者の方へ もご確認ください。 （９ページ）	**①転入に関する誓約書（所定用紙）**
	②賃貸借契約書・売買契約書等戸田市への転入がわかる書類の写し または**同居に関する申立書（所定用紙）** ※賃貸借契約書や売買契約書については、契約者氏名、契約期間（引渡日）、不動産会社の印鑑、戸田市の住所が記載されている部分をご提出ください。
	③世帯全員分の住民票の写し（マイナンバー入のもの）
単身赴任中の方	**就労証明書の№１７「単身赴任期間（予定含む）」に記載がない場合は、次のうち該当するいずれか一つ** **単身赴任先の賃貸借契約書の写し、住民票、公共料金領収書等の写し等居住実態が判明するもの**
配偶者からの暴力がある場合	**配偶者暴力相談支援センター、警察署などへの相談を証明できる書類**

（6）保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類（海外に在住していた方対象）

住民税は各年１月１日現在の住民登録地で課税されるため、令和８年１月１日及び令和９年１月１日現在海外に居住しており、日本国内に住民登録がない方は「年間収入申告書」及び収入がわかる書類をご提出ください。

※年間収入申告書については、戸田市役所保育幼稚園課窓口または戸田市ホームページにて取得いただけます。

※提出が無い場合は保育料が最高階層（最高額）で決定する場合があります。

１２ 記入例

第1号様式（第2条関係）

①保育施設等利用申込書 【記入例】

申込書の提出日を必ず記入してください。

提出日　令和８年　11月　27日

両親の場合は両親連名で、ひとり親の場合は一名で記入してください。

〒335－0022
所　戸田市上戸田1-18-1-208
保護者氏名　〇〇　〇〇　　〇〇　〇〇
自宅電話　（048）　441－　1800
携帯（父）　（090）●●●●－××××
携帯（母）　（080）　△△△△－□□□□

保育施設等への利用について、次のとおり申し込みます。

利用を希望する児童		生年月日	性別
フリガナ	〇〇〇　〇〇〇	R6・6・15	〇
氏名	〇〇　〇〇		

保育利用希望期間	令和９年　４月1日から	１．小学校就学まで ②．令和１０年　３月　３１日まで
利用希望保育施設	第1希望	〇〇保育園　　第６希望　〇〇保育園
	第2希望	〇〇保育園
	第3希望	〇〇小規模保育園
	第4希望	〇〇保育園
	第5希望	〇〇小規模保育園

・第５希望以降もある場合は欄外に記入してください。
・0～2歳児クラスまでは小規模保育事業実施施設も希望可能です。

	（フリガナ） 氏名	続柄	生年月日	就労状況
同居の家族	〇〇〇　〇〇〇 〇〇　〇〇	父	S59・11・20	①就労　2 出産（予定日：　年　月　日） 3 介護・看護　4 在学（小・中・高・大・専門　年） 5 求職・採用内定　6 病気・障害 7 保育施設等利用（施設名：　） 8 その他（　）
	〇〇〇　〇〇〇 〇〇　〇〇	母	H1・11・20	①就労　2 出産（予定日：　年　月　日） 3 介護・看護　4 在学（小・中・高・大・専門　年） 5 求職・採用内定　6 病気・障害 7 保育施設等利用（施設名：　） 8 その他（　）
	〇〇〇　〇〇〇 〇〇　〇〇	兄	H28・10・18	1 就労　2 出産（予定日：　年　月　日） 3 介護・看護　④在学（小・中・高・大・専門　年） 5 求職・採用内定　6 病気・障害 7 保育施設等利用（施設名：　） 8 その他（　）
	〇〇〇　〇〇〇 〇〇　〇〇	祖父	S39・8・23	①就労　2 出産（予定日：　年　月　日） 3 介護・看護　4 在学（小・中・高・大・専門　年） 5 求職・採用内定　6 病気・障害 7 保育施設等利用（施設名：　） 8 その他（　）
	〇〇〇　〇〇〇 〇〇　〇〇	祖母	S37・10・7	1 就労　2 出産（予定日：　年　月　日） 3 介護・看護　4 在学（小・中・高・大・専門　年） 5 求職・採用内定　6 病気・障害 7 保育施設等利用（施設名：　） ⑧その他（　無職　）

それぞれの方の申込み時点での状況に該当する番号に〇をつけてください。

※育児休業給付金等を職場やハローワークに申請する予定の方は、申込書提出前に予めコピーをお取りください。	コピー済チェック欄
	☑

利　用　申　込　み　に　関　す　る　確　認　票

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

教育・保育給付認定の有無	1　認定済 2　未認定　※「2

令和8年度以前に保育施設等の利用申込みをするなどして、既に教育・保育給付認定を受けている場合は「１」に○をつけてください。

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

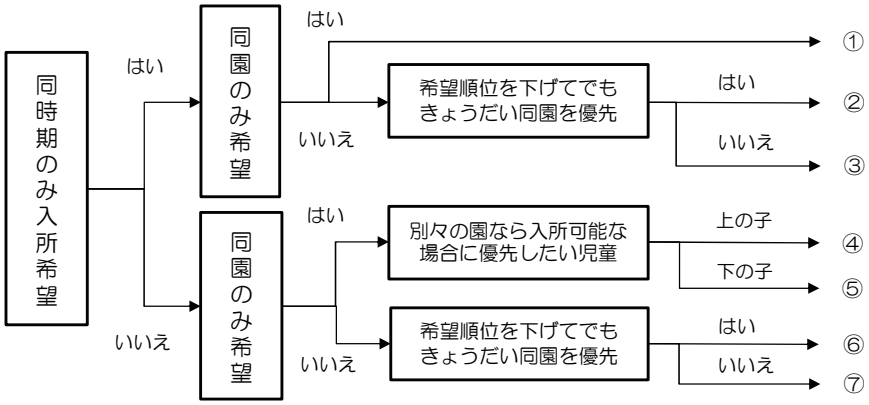
現在の保育状況	1　自宅で【 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（　　）】が保育している。 ≪要件：産後休暇 ・ 育児休業 ・ 内職 ・ 自営 ・ 採用内定 ・ 求職 ・その他 2　　年　月から【 父 ・ 母 ・ その他（　　）】の職場 3　別居祖父母【 父方 ・ 母方 】に預けている。 4　認可外保育施設（　　）に預けている。 5　　年　月から認可保育所（幼稚園）に通っている。 →市区町村名（　　）、保育所（幼稚園）の名称（　　） 6　その他（　　）
4に○を付けた方	年　月　日から週　日、　時から　時まで預けている。

申込時点でお子様の保育をどのように行っているか記入してください。

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

きょうだい同時の申込みの方	同時申込み児童 氏名：　（　年　月　日生）　氏名：

きょうだい同時で申込みをする場合は該当の選択肢を記入してください。



選択肢

※同時に申込みする児童が３名以上の方または、その他詳細なきょうだいの入所条件をご希望の方は⑧を選択いただき、申込書裏面の備考欄に意向をご記載ください。
※きょうだいが先に入園した場合は、きょうだいの園を第一希望とすることで加点がありますので、加点をご希望の方は改めて「保育施設等入所希望変更届」をご提出ください。

求職中・採用内定・月64時間未満労働での申込みの方	求職中・採用内定・月64時間未満労働の方の利用承諾期間は2か月間となり 利用開始月中（求職中の場合は、利用開始月翌月15日まで）に勤務を開始 就労証明書を提出することによって利用承諾期間は最大就学前まで延長され
誓　約　書	就労証明書の提出ができない場合は、退所します。 保護者氏名

申込時点で求職中・採用内定・月６４時間未満労働の場合はこちらに記入してください。

育児休業中での申込みの方	利用開始翌月1日までに職場に復帰することを前提として利用調整し、利用 よって、利用開始月翌月1日までに復職し、利用開始月翌月15日までに就労 ことによって、利用承諾期間は最大就学前まで延長されます。
誓　約　書	就労証明書の提出ができない場合は、退所します。 保護者氏名　○○　○○

申込時点で育児休業中の場合はこちらに記入してください。

	今回の保育施設利用申込みで、育児休業延長の許容ができる場合には右の□にチェックを入れてください。 ※チェックを入れた場合でも、利用調整に　となります） その結果、希望施設に内定した場合には、　ます。 ※チェックを入れた場合、申込み年度内は　希望の 場合、申込み期日までに変更届及び就労証 ※チェックを入れた場合でも育児休業給付金等の支給を受けられるかどうかは市ではわかりかねますので、育児休業給付金等の申込先であるお勤め先またはハローワークへお問い合わせください。

育休延長を許容できる
☑

育児休業の延長が許容できる方はここにチェックをつけてください。その場合でも上の誓約書欄の記入は必要となります。

該当の選択肢にチェックをつけてください。

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

単身赴任	☑無　□有（赴任先市区町村：　）（保護者：□父・□母）
年間を通して月１５泊以上の宿泊を伴う出張	□無　☑有（主な出張先：　北海道　）（保護者：☑父・□母）

利　用　申　込　み　に　関　す　る　同　意　書

申込み書類に関して

1	就労証明書の就労日数・時間、その他提出した書類の内容と事実が異なる場合は、利用内定取消しまたは利用開始後でも退所となる場合があります。 ※勤務先に照会をして勤務実態の確認をさせていただく場合があります。
2	就労証明書の「就労実績」の記入が、契約上の就労日数・時間数に満たない場合は、利用調整における指数が正しく付かない場合があります。
3	利用調整に必要な書類は必ず期限内にご提出ください。利用調整は期限内に提出された書類で審査し、期限後の提出の場合は翌月の利用調整に反映されます。また、一度提出された書類は返却できません。必要な方は提出前にコピー等をお取りください。
4	原則、郵送による不足書類及び追加書類の受付はしておりません。郵送事故による未着や必要書類の同封漏れに関して、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
5	教育・保育給付認定及び保育施設等利用申込みにあたり、提出した全ての書類の内容と市の保有する個人情報を教育・保育給付認定、利用調整、利用者負担額の決定及び保育の実施に用いること、また、必要に応じて利用が決定した保育施設等の関連機関に提供することがあります。
6	希望園については、通園可能・通園意思があるものとして審査いたしますので、内定後の利用辞退はご遠慮願います。内定辞退の場合は利用申込みを取下げしていただき、再度利用をご希望の際には新規申込みの手続きが必要となります。

利用調整後に関して

7	利用保留となり、利用決定までの期間中に申込内容と異なる状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。内定時に状況の変更が判明した場合は、内定取消しとなる場合があります。
8	利用内定後は、指定日までに必ず児童面接を受けていただきます。児童面接を受けられない場合は内定取消しとなり、利用申込みが取下げとなります。再度利用をご希望の際には新規申込手続きが必要です。
9	面接を実施した際に、集団生活が難しい等配慮を要することがわかった場合や記入していただいた内容とお子さんの様子が違う場合、内定が取り消されることがあります。
10	０～２歳児クラスの保育料を算定するための市民税額が確認出来ない方は、暫定的に最高額での決定となります。また、３～５歳児クラスの副食費の免除対象者を判定するための市民税額が確認出来ない方は、暫定的に副食費免除の対象外となりますので、ご了承ください。
11	公立・私立保育園の保育料および公立保育園の給食費のお支払いは原則、口座振替にてお支払い願います。例外として、納付書にて保育料等をお支払いいただいた場合は、領収書を５年間保管してください。紛失した場合は、その月の保育料等の納付についての確認はできませんので、十分ご注意ください。

保育施設利用開始後に関して

12	利用開始日以前（利用開始日含む）に育児休業を取得している場合は、利用開始月翌月1日までに職場に復帰する必要があります。
13	利用開始後は、原則として保育園に慣れていただくため、「慣らし保育」があります。基本的には２週間程度ですが、施設ごとにお子さんの状態等を見ながら、慣らし保育期間が変更になることもあります。
14	利用開始後、申請時と勤務場所・時間の変更等申込内容と異なる勤務状況、家庭状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。一定期間（1か月以上）を過ぎて変更が判明した場合には、その時点で保育が必要か否かを問わず退所となります。
15	退職した場合は、退職日から１０日以内に退職証明書（退職日がわかる書類でも可）を提出することで、保育の利用期間が退職日から起算して２か月を経過した日が属する月の末日まで延長となります。その後、延長となった２か月の間に勤務を開始し、稼働中の就労証明書を提出することで保育の利用期間が継続となります。 ※退職証明書や就労証明書をご提出されない場合は、退所となります。
16	休園の期間は２週間以上3か月以内です。また、休園期間中も保育料はかかります。 ※公立保育園における給食費（３歳児クラス以上対象）の減免申請は必ず前月２０日までに申請してください。事後の申請は認められず、休園期間中の給食費も徴収いたします。 ※私立保育園の給食費等については各園にお問い合わせください。

保育園申込み及び在園にあたっての同意事項を確認しましたら、日付の記入及びご署名をお願いします。

令和　８年１１月２７日

保護者氏名（父）　〇〇　〇〇　　保護者氏名（母）　　〇〇　〇〇

希望保育時間 ※24時間表記	1. 平日（月・火・水・木・金） 8 時 30 分 から 18 時 00 分 まで 2. 土曜日 時 分 から

保育園の利用希望時間の記入をしてください。実際の預かり時間は利用決定施設との面談の上決まります。

祖父母の状況			氏名	年齢	職業	状況・その他特記事項
父方	祖父		○○ ○○	62歳	(有)・無	(同居)・別居・死亡・不明・その他（ ）
	祖母		○○ ○○	64歳	有・(無)	(同居)・別居・死亡・不明・その他（ ）
	住所					−
母方			氏名	年齢	職業	状況・その他特記事項
	祖父		○○ ○○	59歳	(有)・無	同居・(別居)・死亡・不明・その他（ ）
	祖母		○○ ○○	64歳	(有)・無	同居・(別居)・死亡・不明・その他（ ）
	住所		戸田市笹目0-0-0			電話番号(048)000−0000
生活保護			(1) 受けていない 2 受け（開始日 年 月 日から）			

同居の場合、祖父母の住所の記入は不要です。

祖父母の住所が別々な場合は二段に分けて記入してください。

備考

きょうだい同時申込みの方で選択肢⑧の方は、こちらに意向をご記載ください。（書ききれない時は別紙可）

※福祉事務所（市）記載欄

利用承諾	利用開始年月日 ・ ・	保育施設等
住民コード（保護者）		住民コード（児童）
所見		

② 家 庭 の 状 況 届 出 書

フリガナ	○○○　○○○			性別
児童氏名	○○　○○			○
生年月日	令和6年　6月 15日　（　　2歳児クラス）			
住所及び電話番号	戸田市上戸田１－１８－１－２０８ TEL　048（　441　）1800			
携帯電話番号	父	090（　●●●●　）××××		
	母	080（　△△△△　）□□□□		

家族及び同居している人（本人除く）	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等
	○○　○○	父	S59.11.20	会社員
	○○　○○	母	H1.11.20	パート
	○○　○○	兄	H28.10.18	○○小学校
	○○　○○	祖父	S39.8.23	会社員
	○○　○○	祖母	S37.10.7	無職
			・	

有無のどちらかに丸を付けてください。

児童の健康状態

発達や慢性的な病気等で相談している病院や施設がありますか。

（無）・　有

→病名・障がい名【　　】

病院・施設名【　　】

※　健康上又は発達上、気になることがありましたらご記入ください。

アトピーで塗り薬を１日数回塗っています。（手足）
食物アレルギーではないため、食物除去は一切していません。

緊急連絡先（上記以外）

住　所 または 所在地			
氏　名 または 名　称	続柄：祖父母、父母職場、その　　）		
住　所 または 所在地	戸田市上戸田１－１８－１－２０８	電話	090-○○××－□□△△
氏　名 または 名　称	○○　○○	続柄：（祖父母）、父母職場、その他（　　）	

上記の父母連絡先に繋がらない場合の連絡に使用しますので、必ず連絡がつくご連絡先をご記載ください。

※　緊急時の連絡先は保育所に入所した後、**お子さんの具合が悪くなった時などの連絡に使用しますので、必ず連絡がつくご連絡先をお書きください。**（父職場・祖父母自宅など）

生育歴　　児童氏名（　　○○　○○　　）

出生時（全員記入）	乳児期（0～2歳児クラスのみ記入）	幼児期（3歳児クラス以上のみ記入）
・妊娠期間（　40	・栄養（母乳、人工乳、混合）	※該当する項目に☑をつけてください
・体重（	すわり（　　4か月）	類の着脱を一人でできる
・身長（　　48㎝）	・離乳食開始（　　6か	
・頭囲（　　30㎝）	・寝返り（　　5か月	
・胸囲（　　30㎝）	・おすわり（　　7か月）	□二語文「わんわんきた」等が話せる
	・ハイハイ（　歳　9か月）	□一人で階段が登れる
・分娩の状況	・歩き始め（　歳　１１か月）	□簡単な指示「ごみすて」等ができる
（正常分娩・帝王切開・その他）	・話し始め（　１歳　　か月）	□スプーン・フォークでご飯を食べる
・出生児の状況	・離乳食完了（１歳　３　か月）	□はしを使ってご飯を食べる
（元気・衰弱・仮死）		□トイレに行って一人で排泄できる
・保育器の使用（無・有　5日）	※以下は該当する項目に☑をつけてください	□おむつを常に使用している
・黄疸症状	□ひとり歩きができる	□理由なく奇声を出すことがある
（重症・やや強い・ほとんど無）	☑後ろから名前を呼ばれて振り向く	□危ないものや場所がわかる
	□目を合わせて話を聞く	□同年代の子とかかわって遊べる

全ての方がご記入ください。

該当するクラスについてご記入ください。

医療歴	・アレルギー	（無）・有	（鶏卵・牛乳・小麦・大豆・その他　　） （ダニ・ハウスダスト・花粉・その他　　） 治療（無・飲み薬・塗り薬・食事制限・その他　　）
	・家族（父・母・兄弟姉妹）のアレルギー状況	（無）・有	該当者（父・母・兄弟姉妹）具体的な症状（　　） 該当者（父・母・兄弟姉妹）具体的な症状（　　）
	・ひきつけ、けいれん	（無）・有	（１回目　歳　か月）　その後（　回） （熱　度　回）　（無熱性　回）
	・てんかん	（無）・有	（状態　　） （服薬開始　歳　か月・１日　回使用中）
	・既往歴 肝炎・川崎病・ぜんそく・ヘルニア（場所　　）・肘内障・肺炎・中耳炎 心臓疾患（不整脈・肥満・　　） その他（　　）		
	・予防接種歴（接種済みのものに○をつけてください） ・ヒブ（１回目、２回目、３回目、４回目）　・肺炎球菌（１回目、２回目、３回目、４回目） ・B型肝炎（１回目、２回目、３回目）　・五種混合 ・BCG　・麻しん風しん混合（１回目、２回目） ・日本脳炎（１回目、２回目、３回目）　・ロタ（　　） ・その他（　　）		

既往歴があればご記入ください。

接種済みの予防接種に丸を付けてください。

乳幼児健診の状況（直近３回分）

	助言	助言指導が有の場合、その内容
（　0）歳（　4）か月児健診		
（　1）歳（　　）か月児健診	無　・　有	アトピーで病院の受診を勧められた。
（　1）歳（　8）か月児健診	無　・　有	

受診済みの健診をご記入ください。

１３ 保育施設等についてのQ&A



申込みについて

Q１　仕事をしていないと保育施設等の申込みはできないのですか？

A１　申込み時に仕事をしていない方は、「求職中」の要件として申込みができます。
また、就労先が内定の方は採用予定の就労証明書を提出された場合に、「内定」の要件での利用調整となります。なお、求職中・内定の状態で利用が決定した場合は、入所日から２か月間の期限付き入所となります。入所月の翌月１５日までに就労証明書を提出する必要があり、提出されない場合は退所となります。

Q２　保育施設等の空き状況を知りたいのですが、どうすればいいでしょうか？

A２　空き状況・保留状況は毎月１日に市のホームページで公開しています（１～３月の更新はありません）。月途中の空き状況については、お答えすることができません。また、申込み時に空きが無い場合でも、希望園として記入することは可能です。

Q３　保育施設等の利用は申込みの先着順ですか？

A３　先着順ではありません。指数の高い方から申込書に記入された希望保育施設等の中での希望順位に基づき利用調整し、内定となります。よって、第１希望保育施設毎に集計して利用調整するものではありません。退所者の状況など急に受入枠が空く場合もありますので、申込者数や空き状況の有無に関わらず、入園を希望する順番どおりの希望保育施設等を通園可能な範囲内で記入してください。

Q４　出産の要件で申込みをしたのですが、利用期間はいつからいつまでですか？

A４　入所 ⇒ 産休開始日（予定日から６週間前）を含む月の１日から入所可能
退所 ⇒ 産休終了日（出産日の翌日から８週間後）を含む月末に退所
（例）出産予定日が８月 19 日の場合
入所可能月＝７月（産前６週は７月８日）、退所月＝10 月（産後８週は 10 月 14 日）

Q５　保育施設はいくつまで希望できますか？

A５　利用希望保育施設の記載に制限はありません。入所を希望する順に通園可能な範囲内で記入してください。また、第６希望以降もある場合は、空いているところに分かるように記載してください。

Q６　現在、認定こども園の幼稚園部分を利用しています。保育園部分の利用へ変更したい場合はどうすればいいでしょうか？

A６　戸田市役所保育幼稚園課に、認可保育所と同様の申込書類一式を提出してください。指数をもとに利用調整の結果、内定者が決まります。お子さま同伴の面談で集団保育が可能である場合入所が決定となり、保育部分の利用ができます。

Q７　申込後に内容の変更があった場合はどうすればいいでしょうか？

Ａ７　希望する保育施設や就労先の変更等、何らかの変更が生じた場合は、以下の書類を戸田市役所保育幼稚園課に提出してください。期限までに提出された場合、次月の利用調整に反映されます。なお、申込内容に変更があるにもかかわらず、届出がなく内定した場合、内定取消となる場合があります。

＜ 申込後の変更の例 ＞

変更の内容	必要書類
希望する園を変更・追加する 「育児休業を許容できる」の チェックを外す・つける	**『保育施設等入所希望変更届』** ※変更届提出時現在の申込期間中の利用調整から反映されます。 希望園を変更する場合は、申込期日にご注意ください。
申込みの取下げをする	**『保育所入所申込取り下げ書』**
採用が内定した または 就労を開始した	**『就労証明書』**（採用内定または就労開始後のもの） **『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』**
就労先・就労時間等を変更した	**『就労証明書』**（変更後のもの） **『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』**
退職した	**『退職証明書』** （離職票、源泉徴収票のコピー等退職日が確認できる書類でも可） **『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』**
申込時に育児休業中であったが、 その後仕事に復帰した	**『就労証明書』**（復職後のもの） **『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** ※認可外保育施設・民間託児施設等に児童を預けた場合は、 **『保育受託証明書』**
育児休業期間を延長した	**『就労証明書』**（延長後の育児休業期間が記載されたもの） **『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』**
保育の必要性の事由や 家庭状況に変更があった	**『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** **その他必要な書類**（１４～１５ページ参照）

※『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』は、家庭状況等に変更があった際、必要書類と併せて提出するものです。戸田市ホームページの「保育幼稚園課、各種書類ダウンロード」ページまたは戸田市役所保育幼稚園課で取得できます。

入所について

Q８　育児休業中に利用が決定したのですが、仕事に復帰しなければなりませんか？

Ａ８　はい。育児休業中の継続通園の要件は「入所月の翌月１日までに職場復帰すること」です。申込みの段階で同意していただいており、職場復帰されない場合、退所となります。

なお、利用開始日と同日に育児休業を開始した場合も復帰が必要です。

Q９　在園中に、出産をすることになりました。上の子は退所になりますか？

Ａ９　産後８週経過後、

即就労復帰する　⇒継続通園が可能です。

即就労復帰しない⇒退所となります。

育児休業を取る　⇒就労証明書で育児休業取得の確認が取れた場合、継続通園が可能です。

Ｑ１０　在園中に、出産をすることになりました。上の子は標準時間で預けられますか？

Ａ１０　はい。産前産後休暇中は、標準時間で預けることができます。しかし、産後休暇が終わり、育児休業の開始日から短時間認定になります。父が、育児休業を取得した場合も同様です。保育園に預ける時間にご注意ください。

Ｑ１１　入所した後に保育施設を変えることはできますか？

Ａ１１　戸田市内の他園への転園をご希望の場合は、転園希望月の前月１０日（１０日が土日祝日の場合、直前の開庁日）までに「転園希望届」を直接保育幼稚園課までご提出ください。
転園希望届を提出していただくと、まず新規利用申込みの方と同様、指数を決定します。その後、新規利用申込みをされた方、また利用保留となっている方と一緒に利用調整を行い、保育施設の空きに対して優先順位が高い方を転園決定とします。転園決定されなければその月は転園保留となり、翌月以降、利用保留者と同様、年度内に限り（令和１０年３月入所分まで）毎月利用調整にかかることとなります。

なお、転園が決定した場合、転園元の施設は空きとなり、同時に他の新規利用申込者等が内定となりますので、いかなる理由があっても転園決定後のキャンセルはできません（各月の締切までの「転園希望取り下げ書」の提出により、転園希望を取りやめることができます）。

Ｑ１２　仕事を一定期間休業することになったのですが、保育園に通い続けることはできますか？

Ａ１２　１か月以上休業する場合は下記書類をご提出ください。

- 教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）
 →保育必要量を変更する場合は、変更する前月２５日までにご提出ください。
- 診断書（戸田市の書式）
 →休職後速やかにご提出ください。

また、復職してから１か月以内に下記書類をご提出ください。

- 教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）
- 就労証明書（休業期間及び復職年月日の記載があるもの）

保育料について

Ｑ１３　保育料はどのような基準で決定するのですか？

Ａ１３　保育料は年度を通して、４月から８月までの分は（基本的に）父母の前年度の市民税所得割額で、９月から３月までの分は当年度の市民税所得割額で算定します。父母が家計の主宰者と認められない場合は、同居祖父母等の税額を合算して算定することもあります。

Q１４　年度途中に誕生日を迎え３歳になりました。保育料は無償になりますか？

A１４　保育料の区分は４月１日現在の年齢で決定します。年度途中に年齢が上がることでは無償になりません。

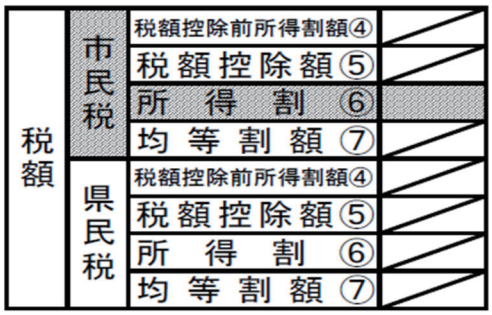
Q１５　保育施設によって保育料は異なるのですか？

A１５　公立と私立、小規模保育施設、事業所内保育施設、認定こども園いずれもＡ１３での保育料の決め方は変わりません。ただし、保育施設によっては園服やカバン等の備品購入が必要な園もありますので、事前にご確認ください。

Q16　A13での「市民税所得割額」は何を見れば確認できますか？

A16　課税証明書や市県民税の税額決定通知書で確認できます（政令指定都市（さいたま市など）の場合は、税率が異なりますので、ご注意ください）。

★給与天引きのみの方「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」



←市民税所得割⑥をご覧ください。ただし税額控除額⑤のうち、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等、を受けている方は、これらの税額を足し戻した額となります。

★個人納付（主に自営業）がある方「市民税・県民税税額決定納税通知書」

戸田市の通知では６月当初発送の場合、通知３頁の左下、市民税分、所得割額でご確認ください。前述の税額控除がある方は同様に足し戻した額となります。

６月当初以外に発送された通知は４頁でご確認ください。

「育児休業」の延長について

育児休業給付金の支給期間の延長手続きについて

支給期間延長手続きの際に、保育施設等の利用申込みを行ったときの申込書の写しが必要となります。**戸田市役所保育幼稚園課へ申込書を提出する前に、ご自身で写しをとって保管しておいてください。**

育児休業制度及び育児休業延長に必要な手続きについては、お勤め先またはハローワークへお問い合わせください。

Q17　「保育施設等に入所できなかったことを証明する書類」（保留通知書）は発行できますか？

A17　戸田市では、保育施設等の利用が保留になった方には「保留通知書」を**申込時初回のみ**交付しています。「保留通知書」が必要な方は、毎月の申込期限までに保育施設等の申込みを行ってください。

Q18　申込み後に、「入所できていない証明」が必要となったが発行可能ですか？

A18　「保育施設等の利用状況証明申請書」を戸田市役所保育幼稚園課に提出していただければ、後日『保育施設等の利用について（施設利用保留証明書）』を発行することが可能です。発行まで３営業日程度かかります。

郵送受取りをご希望の方は、返信用封筒（長形３号封筒に住所・氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）を申請書と同時にご提出ください。

※「保育施設等の利用状況証明申請書」については、戸田市役所保育幼稚園課窓口または市ホームページにて取得いただけます。

※証明月において申込みを継続している必要があります。

１４ 入所決定後（在園中を含む）から家庭状況等に変更があった場合

入所決定後（在園中を含む）に保育を必要とする事由や家庭状況等に変更があった場合は、必要書類を提出してください。『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』の用紙は、戸田市ホームページの「保育幼稚園課、各種書類ダウンロード」ページまたは戸田市役所保育幼稚園課で取得できます。

※きょうだい等２人以上が認可保育施設に入所している場合、『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』以外の書類は**人数分必要（コピー可）となります。**

＜入所決定後・在園中の変更の例＞**※在園中の保育施設**または**戸田市役所保育幼稚園課**にご提出ください。

変更の内容	期日	必要書類
就労日数・就労時間の変更	変更後すぐ	**◎『就労証明書』** **◎『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** →「勤務・退職」欄をご記入ください。
退職する	１０日以内	**◎『退職証明書』** （離職票、源泉徴収票のコピー等退職日が確認できる書類でも可） **◎『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** →「勤務・退職」欄をご記入ください。
	退職後２か月を経過した日が属する月の末日まで	**◎『就労証明書』** ・就労開始後の証明日の記載 **◎『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** →「勤務・退職」欄をご記入ください。
出産する	出産予定日が分かったら	**◎「母子健康手帳の表紙のコピー」** **◎「出産予定日の分かる部分のコピー」** **◎『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** →「妊娠・出産」「産休・育休」欄をご記入ください。 ※出産後育児休業を取得する予定の方は、「保育必要量の変更」の保育標準時間→保育短時間欄にチェックしてください。
	出産後	**◎「母子健康手帳の出生届出済証明の部分のコピー」** **◎『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** →「妊娠・出産」「産休・育休」欄をご記入ください。
退所する・市外に転出する	退所日が判明次第すぐ	**◎『保育児童退所届』**　※退所日は遡れません。 ※転出後も戸田市内の認可保育園に継続通園する場合は、『退所日』に転出日が属する月の末日、『理由』に継続通園希望の旨を記載してください。
ひとり親になった	変更後すぐ	**◎戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書等の写し　いずれか１つ** **◎『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』** →変更事項と「婚姻・離婚」欄をご記入ください。
長期的に休園する（２週間～３か月）	期間が判明次第すぐ	**◎『休園願』**（保育料は休園中でも徴収されます。） ※３か月を超えて休園することはできません。 ※出産に伴う休園（里帰り出産等）の場合は、産前産後休暇中は休園することができます。

戸田市内の他園に転園したい	入所申込締切日まで	◎『**転園希望届**』（戸田市役所保育幼稚園課で取得） ※転園が決まった場合、児童が納得しない等いかなる理由があっても、元の保育園には戻れませんのでご了承ください。
育児休業の取得・育児休業から復帰 ※父の場合も同様	育児休業 **取得日の前月２５日まで**	◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』 ・保育標準時間→保育短時間にチェック ・育児休業取得予定日の記載
	育児休業取得後	◎『**就労証明書**』 ・育児休業の取得中にチェック ・育児休業期間の記載 ◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』 ※在園中、育児休業中は原則短時間認定になります。
	育児休業 **復職日の前月２５日まで**	◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』 ・保育短時間→保育標準時間にチェック ・復職予定日の記載
	育児休業復職後 **※入所月の翌月１日までに復職、１５日までに提出**	◎『**就労証明書**』**※証明日が復職後のもの** ・育児休業の取得済みにチェック ・育児休業期間の記載 ・復職済みにチェック ・復職年月日の記載（入所月の翌月１日までの日付） ◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』 

＜入所決定後 提出が必要な書類＞ **※在園中の保育施設**または**戸田市役所保育幼稚園課**にご提出ください。

申込時の状況	期日	必要書類等
育児休業中で申込みの方	復職日の前月２５日まで ※上のお子さんが保育施設に在園中の方	◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』 ・保育短時間→保育標準時間にチェック ・復職予定日の記載
	入所月の**翌月１日まで**	復職する
	入所月の**翌月１５日まで**	◎『**就労証明書**』**※証明日が復職後のもの** ・育児休業の取得済みにチェック ・育児休業期間の記載 ・復職済みにチェック ・復職年月日の記載（入所月の翌月１日までの日付） ◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』
求職中で申込みの方	入所月の**翌月１５日まで**	◎『**就労証明書**』 ・就労開始後の証明日の記載 ・就労時間が月６４時間以上のもの ◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』
採用内定・月６４時間未満労働で申込みの方	入所月中	月６４時間以上の就労を開始する
	入所月の**翌月１５日まで**	◎『**就労証明書**』 ・就労開始後の証明日の記載 ・就労時間が月６４時間以上のもの ◎『**教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）**』

１５ 申込書類チェックリスト



（１）保育施設等利用申込書			
（２）家庭の状況届出書			
（３）教育・保育給付認定申請書（認定を受けていない児童のみ）			
（４）保育が必要であることを証明する書類（**コピー可**）		父	母
就労（内定）している方	・就労証明書（所定用紙）（証明日が３か月以内） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の写しも提出 ※採用内定の方は、就労開始後に再度提出必要 （証明日が就労開始後のもの）		
育児休業中の方	・就労証明書（所定用紙）（証明日が３か月以内） ※産休・育休期間の記載があるもの ※就労開始後に再度提出必要（復職日の記載があるもの）		
出産予定の方	・母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分） ※出産後、母子健康手帳の出生届出済証明の部分の写し提出		
病気や障がいがある方	・診断書（戸田市の書式）　・身体障害者手帳等の写し		
介護・看護をしている方	・診断書（病院の書式）または身体障害者手帳等の写し		
	・介護・看護状況申告書		
在学中の方	・学生証の写し（または在学証明書）		
	・時間割		
（５）その他の書類（14 ページ（５）に該当する方のみ）			
（６）保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類（15 ページ（６）に該当する方のみ）			

◆提出前のチェック



- □ 申込書の日付は提出日になっていますか？
- □ 申込書の希望園はお間違いないですか？
- □ 希望園の受入月齢は満たしていますか？（３ページ参照）
- □ 就労証明書の証明日は提出日の３か月以内になっていますか？
- □ 家庭の状況届出書、教育・保育給付認定申請書は両面を記入しましたか？
- □ 郵送申込みの場合、１１０円切手を貼った返信用封筒は同封していますか？
- □ 申込書類のコピーをしていますか？

◆郵送申込み用送付先住所シート◆

↓切り取ってお使いください↓

〒335-8588
埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

戸田市役所保育幼稚園課
入所・認定担当

◆お問い合わせ◆

〒335-8588　戸田市上戸田 1-18-1
戸田市役所保育幼稚園課　入所・認定担当
048-441-1800（代表）（内線 233・288）
048-424-9571（直通）
☎保育コンシェルジュ直通
048-443-5611